

## 新潟市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条に規定する老人ホームの入所措置を適正に行うため、新潟市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所措置の要否の判定を行う。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高齢者支援課長
- (2) 福祉事務所の高齢者福祉担当者
- (3) 保健所長又は保健師
- (4) 医師
- (5) 老人福祉施設長

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、高齢者支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- ① 市長から協議のあった入所措置の要否について
- ② 市長からの協議のあった入所継続の要否について

③ 前２号において否とされた者に対する在宅老人福祉施策の利用等について

- ２ 委員会は、委員長が必要の都度開催する。
- ３ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ４ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等の緊急入所対象ケースで、委員会を開催する余裕がないときは、事後最初に開催される委員会に、その結果の報告を受けるものとする。

（審議基準）

第６条 委員会は、入所措置の要否の審議に当たっては、別に定める基準に基づき、健康状態、環境の状況等について、老人ホーム入所判定審査票等の関係資料により総合的に審議を行うものとする。

（関係者の出席）

第７条 委員長は、入所措置の要否の審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第８条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

（雑則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和５９年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。